

# 令和6年度全国高等学校総合体育大会第74回全国高等学校スピードスケート競技選手権大会

## 宿泊手配等業務委託仕様書

### 1 委託業務名

「令和6年度全国高等学校総合体育大会第74回全国高等学校スピードスケート競技選手権大会に係る宿泊手配等業務」

### 2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

### 3 経費負担

委託する業務に係る経費は、岩手県実行委員会（仮称）は負担しない。

また、宿泊施設及び弁当業者との契約について、岩手県実行委員会（仮称）は関与しない。

### 4 委託業務について

#### (1) 業務の目的

令和7年に開催する「全国高等学校総合体育大会スピードスケート競技」の選手・監督、役員等大会参加者の宿泊施設の客室及び昼食弁当を確保し、それらを一元的に管理するとともに宿泊施設の割当及び配食を行うための体制を構築し、安全にそして確実かつ効率的に提供する。

#### (2) 業務の内容

##### ア 宿泊手配業務

- (ア) 宿泊施設の選定・確保に関すること。
- (イ) 宿泊料金の設定に関すること。
- (ロ) 宿泊施設の配宿計画の策定に関すること。
- (ハ) 宿泊申込みの集約及び決定通知に関すること。
- (ニ) 宿泊料金の徴収及び精算に関すること。
- (ホ) 宿泊の変更及び取消しに関すること。
- (ヘ) 宿泊料金及び宿泊取消料金等の精算において疑義が生じた場合の処理に関すること。
- (セ) 宿泊施設に対する指導、監督に関すること。
- (ゼ) 宿泊に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (エ) 宿泊に関する苦情処理に関すること。
- (オ) 宿泊実績報告書の作成に関すること。

##### イ 昼食弁当手配業務

- (ア) 昼食弁当製造業者の選定・確保に関すること。
- (イ) 昼食弁当料金設定に関すること。
- (ロ) 昼食弁当の申込みの集約及び引換証の配付に関すること。
- (ハ) 昼食弁当の変更及び取消しに関すること。
- (ニ) 昼食弁当の配付及び空容器の回収に関すること。
- (ホ) 昼食弁当料金の徴収及び精算に関すること。
- (ヘ) 食中毒等の発生防止及び製造業者に対する指導に関すること。
- (セ) 昼食弁当実績報告書の作成に関すること。

##### ウ その他

- (ア) 岩手県実行委員会（仮称）等が開催する会議等への出席に関すること。
- (イ) 岩手県実行委員会（仮称）及びその他関係機関等との連絡調整に関すること。

## 5 宿泊手配業務等実施要件

### (1) 宿泊要件

- ア 選手・監督・役員の宿泊は、岩手県実行委員会（仮称）及びその他関係機関等と調整のうえ、原則として開催市内に定めるものとする。
- イ 大会参加者の宿泊割当にあたっては、次の事項に留意するものとする。
  - (ア) 宿泊は、営業宿泊施設をもって充てるものとする。
  - (イ) 各県ごと同一宿舎に割当たるよう配慮するが、競技種目・種別毎に分けることもある。
  - (ウ) 一人当りの宿泊に要する広さは、2畳（3.3㎡）以上とする。
- ウ 協定宿泊施設に対する大会時の客室提供依頼や、未協定宿泊施設に対する客室提供依頼を行う。
- エ 宿泊料金（案）を作成する。
  - (ア) 監督・選手については、1泊2食とし、消費税・入湯税を含めた宿泊料金とする。
  - (イ) 各県本部役員については、1泊2食とし、消費税・入湯税を含めた宿泊料金を全施設統一で設定する。
- オ やむを得ず食事を提供していないビジネスホテル等を宿泊施設とする場合については、食事を提供できる事業者と連携する等して、宿泊者に対する食事の提供体制を構築する。その際には、食事の内容についても考慮する。なお、食事提供体制の構築を検討したものの、地理的条件等により食事を提供できない場合には欠食分の返金等により対応する。
- カ 宿舎での食事の時間は、原則として次のとおりとし、競技の都合等で時間外に希望する場合は宿舎と個別に折衝できることとする。  
朝食：午前6時00分（6時30分）から午前9時まで　夕食：午後5時から午後8時まで
- キ 宿舎の門限は、原則として午後10時とする。
- ク 入浴時間は、午後5時から午後10時までを確保し、競技の都合等で時間外に希望する場合は、宿舎と個別に折衝できることとする。
- ケ 所管している保健所と調整する。

### (2) 昼食弁当要件

- ア 弁当業者の選定は、岩手県実行委員会（仮称）等と調整のうえ決定する。
- イ 所管している保健所と調整する。
- ウ 受け渡しまで保冷車で輸送・保管など食中毒防止対策を講じる。
- エ 複数業者を使用する。
- オ 昼食弁当料金（案）を作成する。  
昼食弁当料金は、消費税を含めた料金とする。
- カ 昼食弁当は、予定した時刻までに競技会場へ配達することとする。

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、本仕様書及び後日取り交わす契約書に基づき、常に委託者と緊密な連絡を取りながら、共同して業務を進めること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、受託者は速やかに委託者と協議し、その指示を受けること。
- (3) 受託者は配宿に係る業務全般を実施するに当たり、社内における受託業務に係る情報セキュリティ対策基準等を定めた要領等を提出すること。
- (4) 急遽、大会が中止となる場合もある。（その場合に生じた損失については、岩手県実行委員会（仮称）は負わない）